

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

平成29年6月20日

静岡県知事 川勝平太

- 1 公告日 平成29年6月20日
- 2 入札執行者 静岡県知事 川勝平太
- 3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関
〒431-2103 静岡県浜松市北区新都田1-3-3
静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター 総務担当
電話 053-428-4151
- 4 工事内容等
 - (1) 入札番号
第9号
 - (2) 工事名
平成29年度浜松工業技術支援センター車載機器用EMC試験施設設置工事
 - (3) 工事場所
浜松市北区新都田1-3-3
 - (4) 工事概要等
別途契約する車載機器用EMC試験棟建築工事（仮称）で建築される建屋内に部品用北電波暗室（EMS）、部品用南電波暗室（EMI）、BCI試験室、部品用シールドルームを設置する。
 - (5) 工期
契約締結の翌日から平成30年3月16日まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格（建築一式工事A又はB等級）の認定を受けていること。
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可（建築工事業に係る一般又は特定建設業）を受けている者であること。
 - (4) 入札参加資格確認申請書（様式1号、以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
 - (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 同種工事の施工実績

平成14年4月1日以降（完成し引渡しが進んでいるもの）にC I S P R規格16-1-4「周波数範囲30MHz～1,000MHzまでの無線周波妨害波測定用試験場」に基づく、3m法又は10m法電波暗室の設置工事一式を国内において元請として設計・施工した実績を有すること。かつ施工した設備が一般財団法人VCCIに登録されていること。但し、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る成績評定が64点以下の場合は、同種工事実績として認めない。

※ 同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。9(1)参照

(7) 配置予定技術者

適正な主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。9(1)参照

- ア 平成14年4月1日以降（完成し引渡しが進んでいるもの）に、(6)の工事と同種の工事の施工経験を有する者
- イ 入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること。
- ウ 下請契約の合計が6,000万円以上の場合は、監理技術者（監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者）を配置できること。
- エ 同種工事の施工経験をj確認できる書類を添付すること。

6 入札日程

(1) 申請書及び資料の配布期間、配布場所並びに配布方法

ア 配布期間

平成29年6月20日（火）から平成29年6月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後4時まで

イ 配布場所及び配布方法

上記3及び申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子申請サービス）

(2) 申請書及び資料の提出

公告の日の翌日から平成29年6月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後4時まで（申請書及び資料は、各1部上記3に持参すること。）

※ 提出資料については、9(1)参照

(3) 入札参加資格の確認通知

平成29年7月4日（火）までに郵送により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者の請求期限

通知を受けた日から平成29年7月7日（金）までに（土曜日及び日曜日を除く。）書面にて理由の説明を求めることができる。午前9時から午後4時まで（上記3にて）

(5) 上記の回答期限

平成29年7月12日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(6) 設計図書等の交付

平成29年6月20日（火）から平成29年7月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間で午前9時から午後4時まで

仕様書、特記仕様書、図面、数量書（参考図書）を上記3において無償にて配布する。

※ 数量書は、参考図書であり、契約図書ではない。

※ 入札の際は、設計図書（図面及び仕様書等）により積算すること。

(7) 設計図書等の縦覧（貸出）期間

上記3において、公告の日の翌日から平成29年7月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間で午前9時から午後4時まで

(8) 設計図書等に対する質問受付期間

公告の日の翌日から平成29年6月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で午前9時から午後4時までの間に書面にて受け付ける。

(9) 上記の回答期限及び回答書縦覧等の期間

ア 回答期限は、平成29年7月4日（火）まで

イ 回答書縦覧等の期間は、平成29年7月5日（水）から平成29年7月7日（金）まで

(10) 入札執行日時等

入札執行日時 平成29年7月13日（木） 午前10時00分 9(3)(5)参照

(11) 入札価格（工事費）内訳書

工事の入札における全ての入札参加者は、入札価格（工事費）内訳書を入札書と同時に提出しなければならない。9(4)参照

7 設計図書等に関する質問に対する回答

書面にて回答し、上記3において縦覧を行う。

8 その他

(1) 調査基準価格の設定

ア 調査基準価格の設定 有

イ 調査基準価格及び契約しない基準値の補正の有無 無

(2) 前金払

請負代金の60%以内（但し中間前払金20%を含む。）

(3) 部分払

請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。

(4) 契約書作成

要

(5) 工程表の提出

要

(6) 工事工程月報

要

(7) ISOを活用した監督業務

適用可

(8) 現場代理人及び技術者の氏名の通知

書面

(9) 火災保険付保の要否

要

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

9 入札手続き等に関する事項

(1) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日は、申請書の提出期限の日とする。

イ 入札参加資格の確認

申請書及び資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

指定する期日までに以下の資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに上記3へ提出すること。

(ア) 同種工事の施工実績（様式第2号）

(イ) 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第3号）

(ウ) 許可等の状況（様式第4号）

(エ) 応札仕様書及び仕様書に記載された仕様と同等以上であることがわかるカタログ等

ウ 同種工事の施工実績の確認

同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。

(ア) 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は工事カルテ（CORINS）の

写し等

- (i) 同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）

エ 配置予定技術者等の資格・施工経験の確認

- (f) 様式第3号に上記5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。

配置予定技術者の専任を開始する日は、開札日の翌日から起算して20日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。なお、専任の技術者のうち主任技術者にあつては、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（工場製作期間等）について他工事の主任技術者（専任も含む）との兼務を可能とする。

専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。

- (g) 専任を開始する日に、申請のあつた配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する（契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。なお、これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない）。
- (h) 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。
- (i) 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。
 - a 法令による免許については、免許を証する書面の写し
 - b 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し
 - c 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習終了証」の写し
- (j) 同種工事の施工経験を確認できる書類を添付すること。
 - a 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し又は工事カルテ（CORINS）の写し等
 - b 同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）

オ 許可等の状況

様式第4号に建設業許可の状況を記載すること。

カ 許可通知書の写し

建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）を提出すること。

キ 入札参加資格

有効な「建設工事競争入札参加資格の審査結果」通知の写し

ク その他

(7) 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

(9) 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(10) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(11) 提出された申請書及び資料は、公表しない。

(12) 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

(2) 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

ア 入札参加資格がないと認められた者の請求方法等

上記3へ書面持参（様式自由）とする。

イ 発注者の回答方法

上記3で書面により回答する。

(3) 入札執行の日時、場所等

ア 入札執行日時

平成29年7月13日（木） 午前10時00分

イ 入札の場所

浜松市北区新都田1-3-3

静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター管理研究棟2階会議室

ウ 入札の方法

紙入札による。

事前に発注機関の承認を得て、開札日時に以下の書類を提出すること。

入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。

エ その他注意事項

(7) 郵送又は電子による入札は認めない。

(8) 入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

(9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価

格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書（様式第5号）の提出を求める。入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、入札書と共に提出する。不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

(5) 開札等

ア 開札

上記3において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。また、2者以上の参加がない場合は、入札事務に関係のない県職員も立ち合わせて行う。

イ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。

低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。

ウ 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。

なお、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度による調査等実施要領」第11条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。

(6) その他

ア 入札保証金及び契約保証金

(イ) 入札保証金 免除

(ロ) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。但し、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

ウ 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (7) 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (8) (7)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (9) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10) 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。

エ その他

- (7) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (8) 落札者は、様式第3号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
- (9) 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書は、無償にて配布する。
- (10) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (12) 上記5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。
- (13) 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
 - a 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。
 - b 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「9(6)ア入札保証金及び契約保証金」参照。
 - (14) 落札決定後に入札参加停止措置があつた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - a 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
 - b 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
 - c a又はbにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを

負わないものとする。

- (7) 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。
- (8) その他詳細不明の点については、上記3へ連絡すること。